

「認可地縁団体・記名共有地をめぐる実務Q&A  
—認可申請手続と不動産登記手続—  
お詫びと訂正

本書に、下記の誤りがございました。読者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正をさせていただきます。

日本加除出版株式会社

記

● 205 頁中、

上から 10 行目～15 行目の（注 4）の下線部分を削除してください。

【誤】

（注 4） 登記義務者（不登法 60 条）として、旧代表者（所有権の登記名義人）の氏名及び住所を記載する（不登令 3 条 1 号）。この記載は、登記記録及び「証する情報」（注 5）と合致していなければならない（不登法 25 条 7 号・8 号）。また、登記義務者が、代理人を選任せず自ら申請するときは、氏名の次に押印（（注 8）の印鑑証明書と同一のもの）する（不登令 16 条 1 項）。

↓

【正】

（注 4） 登記義務者（不登法 60 条）として、旧代表者（所有権の登記名義人）の氏名及び住所を記載する（不登令 3 条 1 号）。この記載は、登記記録及び「証する情報」（注 5）と合致していなければならない（不登法 25 条 7 号・8 号）。

以上